

# 四国耐震診断評定委員会評定手数料

## 【令和2年度（令和2年4月1日）より改定】

（評定手数料）

第10条 評定依頼書は、評定手数料として、1棟（構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと）につき別表1から別表5に定める額（消費税別）を、前条第1項の提出時に単位会事務局へ納入しなければならない。

- 1) 別表手数料額は消費税別とする。
- 2) 評定手数料の銀行口座等振込手数料は評定依頼者の負担とする。
- 3) 特殊工法等については、割り増しとなる。事前に各単位会事務局へ連絡をする。
- 4) 評定の結果、診断内容に疑問点があり次回の評定委員会で再診断の必要がある又は診断内容に関し問題点が多く全面的な再診断が必要であるとの判定が2回続いた後、引き続き評定を希望する場合は1回毎に当初の評定手数料の1/2を納入しなければならない。